慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	近世の国家に於ける官僚の地位
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.4 (1915. 4) ,p.423(59)- 425(71)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150401-0059

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を必要とす。

第三、株式取引所に對する銀行貸付金の可否は今後の一問題たるを失はず。開戰の前週に於て、銀行に加へたる最大の打擊の一は即ち取引所閉鎖せられて、銀行が取引所證券に放下し、又其證券に對して、取引先に融通したる資金の大部分の固定したる事實なり。是等の營業たる適當の制限内に行はるゝ以上は、正當たるを失はずと雖も銀行の取引所仲買人に對する貸出は今後最も大なる注意を要す可し。

第四、銀行の有する支拂準備金は從來屢々攻究せられて、未だ其解決の緒に就くを得ざりしと雖も、銀行が其所有する準備金に就て鞏固なりしものとすれば、恐慌に際して、多く安んずるを得たるは、疑を容れず。

之を要するにロムバード街は其恐慌に應じたる方法に就て、自ら慶するを得べし。若しも其金融組織が世界的戰爭の爲めに、打擊を蒙るを免かれざりしとすれば、新る戰爭の爲めに、野蠻狀態の復舊を促し、而して野蠻狀態と銀行業と其本質に於て、相兩立せざることに基くものとせざる可からず。

以上吾輩はウヰザース氏の新著に就て、最も自由なる拔抄を試みたり。固より原著の要領を叙述するに足らずと雖も、本書が戰時に於ける倫敦金融市場の狀態を知らんとする者に貴重なる資料と爲り、豐富なる知識を與ふるの價値あることを明にするを得たりと信ず。時局の進行中に於て、斯る有益なる著作を公にするの素養ある者　英國廣しと雖も、ウヰザース氏を除ひて、他に其人を求むるを得ざる可し。氏の前著ミーニング、オヴ、マニーに於て屢々引用せられたる文學的章句の本書に絶無にして、文章用語共に平易なるは、大に喜ぶ可し。但し本書を充分に理解せんとするには、先づ「ミーニング、オヴ、マニー」に依て、倫敦金融市場の一斑に通曉するの必要あるは勿論にして、兩者を通讀して、始めて同市場の平時と戰時とに於ける兩面の事情を明にするを得べきなり。

近世の國家に於ける官僚の地位

村田岩次郎

封建の制廢せられて君主專制の時代となるや君主は乃ち國家と同一視せられ、君主一身の禍福は即ち國家の禍福なりと解せられき。乍去、專制君主と雖も單身國家の萬事を親裁し得るものにあらず。是に於て乎、君主の手足として行動する官僚なる階級は自から發達するに至れり。然らば則ち立憲法治の時代となりては如何と云ふに、官僚は依然として陰に陽に勢力を振ひ、憲法を以て人民の權利自由を保障し、議會を設けて事を人民の代表者に諮るが如き、一見洵に自由民權論者の理想を其の儘に實現したるの觀ありと雖も、事實は必ずしも然らず。法は如何樣にも解釋せられ得可く、殊に憲法の規定の如き普通に簡潔なるものなれば、從つて疑義を生ずることも尠なからず、斯かる場合に官僚は法規の欠陷を巧みに利用して敢て不當なる解釋を下すこと甚だ珍しからず。然らば議院政治の行はるゝ國に在りては官僚は全然無勢力なりやと申すに是れ亦然らず。勿論政黨の勢力が直接官僚に及ばんか。政黨の浮沈隆替と共に彼等の地位も亦絶ねず動かさる可く、隨て官僚の地位は全然從屬的となることなきにあらずと雖も其の結果は國家行政上に尠なからざる弊害を生ずることあるを免れず。されば如何なる國に於ても政黨の勢力に對して少なくとも或る程度まで官僚の地位を保障するに至るものなり。殊に科學、技術の發達と共に社會は多々益々專門家、熟練家、俗に云ふ黑人（クロウト）の必要を感ずる次第なれば、國家に在りても事務官を重要視するの傾向

を生じ、政黨の消長と官僚の地位とを直接相關せざらしむるの必要を見るべし。然り而して政務官は政界重點の移動と共に忽ちにして廟堂の人となり、忽ちにして野に下るの結果、行政上到底事務官を不要視する能はず、否益々彼等に依賴するに至るの傾なきにあらず、是を以て官僚が國家に於て如何なる地位を占むるかは極めて重要なる問題にして過去、現在、未來を通じ其の君主國たると共和國たるとを問はず、又議院政治の行はるゝと否とを論せず、決して之を等閑に附する能はざる也。仍て本稿に於ては先づ舊王政時代の佛蘭西、十九世紀末葉以後の普魯西、議院制君主國たる英吉利、代議制共和國たる北米合衆國の順を遂ふて近世の國家に於ける官僚の地位を考究せんと欲す。

舊王政時代の佛蘭西

初め國王の大會議は一時殆んど國政上の全支配權を掌握し居たりしも、其後純然たる司法機關即ち高等法院（Parlement）と樞密院（Conseil du Roi）とを派生し、一は司法上に、一は立法行政上至大の權力を把持するに至りき。此の樞密院を構成したる人々は名門貴顯の士にあらずして、以前地方官を勤めたる者の如き既に事務に通曉せる人々にして、國王は勿論隨時隨意に之を罷免し得たり。

斯くの如く、國家の立法行政は絶對に王の指揮監督權に服したる樞密院に依りて支配せらるゝの狀態に在りしが、之と同時に內政上の事務全般を管掌したる一人の重要なる行政官ありき。大藏卿即ち是れなり。苟くも金錢に關係ある事項は悉皆之を統轄し、從つて其の職權は殆んど公行政の全範圍に及び勢威甚だ振ひしが、彼れも亦獨り國王に對して責を負ふに止まりき。中央行政上の實權が大藏卿の掌裡に在りしと同時に地方の行政亦概して一人の縣令に依りて左右せられぬ。縣令は政府に於て之を任免したり。縣令の下には郡代あり。縣令之を任命し、又隨時之を罷免し得たり。縣令は縣に於て政府を代表し、郡代は郡に於て政府を代表し、政府は是等の機關を通じて地方の些々たる事件にまで容喙したりしなり。

然らば當時行政府は絶對無制限なりしやと云ふに決して然らず。巴里高等法院は行政府に對して獨立の權威を維持し、國王と雖も高等法院に對しては殆んど全く無勢力なりき。佛蘭西革命の勃發前、高等法院が人民の友暴君の敵として如何に活潑なる活動を爲せしかは苟くも近世佛國史を繙きたるものゝ知悉せる所ならん。殊に吾人の看過す可からざるは、巴里高等法院が不成文の憲法を承認し、人民の權利を宣言したること是れなり。佛蘭西に於ては司法府の勢威斯くの如く大なりしを以て、夙に司法權に對して行政權を保護するの必要を生じ、其の結果行政裁判の制度を見るに至れり。即ち公の利害に直接關係ある訴訟事件若くは行政行爲の解釋に關して生じたる訴訟の審理を普通の司法裁判所に屬せしめずして、之を行政裁判所の權限に移すと同時に、私人間の爭訟を裁決するを以て司法裁判所に專屬する職務と爲すに至れり。佛國行政法の發達が主として革命以後に遂げられたることは固より容疑の餘地なき所なるも其の以前に於て行政裁判制度の發達を見たる一事は吾人の注意を要する所なり。

十八世紀末葉以後の普魯西

封建の制廢せられて君主專制の時代となるや治者の下僚に對する關係は一方的、公力的となり、治者は下僚に對して絶對優越の地位に立つに至れり。一六四〇年、大選擧侯の時代より一七八六年即ちフレデリック大王の死に至るまで國家の官吏は君主に對して全然從屬的の地位に在りしを以て其の地位の如きも君主の一顰一笑に依りて動かされたり。其後普魯西の官僚は其

の地位を一層安全ならしむるが爲めに努力する所あり。遂に一七九四年の法典の發布を見るに至れり。此の法典は普魯西最古の行政法典にして、之に依り、行政官は最早や君主の專斷に罷免し得ざる所となれり。即ち此の法典は其後に制定せられたる行政法規と共に普魯西に於ける官僚の地位を保障したるものなり。

官吏の任命は本人の意思を前提とするを原則とするも、一旦任官せらるゝ時は公法上の身分を取得するものにして、是れ相對的契約關係に基いて勤務に服する雇と異なる點なり。又官吏は必ずしも現實に職務を執ることを要件とせず。服務を命ぜらるゝ時は、職務に從はざる可からざる關係に立つを以て足れりとす。官吏關係の成立は原則として任命に依るものとす。官吏の任命は國家の一方的權力行爲たり。但し本人の意思を前提の要件とす。故に學者時に之を公法上の契約と稱す。法律に別段の定めなき限り、任命權は君主に專屬す。乍去、君主は之を官廳に委任することを得べし。地方の名譽職に就いては、法律は就任を强制することあるも、國家の官吏は其の就任を强制せざるを原則とす。之と同時に任官の資格を有するものと雖も、任命を强要するの權利なきものとす。普國憲法第四條は規定して曰く、「各人は法律の前に平等なり。階級的の特權を認めず。總べて法定の資格要件を具備する者は均しく公の官職に就くことを得」と。然らば則ち法定の資格要件とは何ぞやと云ふに、第一に公民權を有すること必要なり。次ぎに一定の資格を有することを公認せられざる可からず。例へば、高級の官吏に就いては三年間大學に於て法學を修め、第一回の試驗に合格したる後、少なくとも九ヶ月間普通の法廷に勤務して Regierungsreferendar となり、更に少なくとも三種の行政廳の下に於て三年乃至三年三ヶ月の勤務に服し、然る後法律、政治學及び經濟學の第二次試驗を受くるものとす。此の第二次試驗を通過したる者は Regierungs assessor となり、斯くして始めて高級行政官に任命せらるゝ資格を有するものなり。外國人に關しては、一八七〇年六月一日の聯邦法は任官に依り、公民資格の附與せらるゝことを規定し又他の支分國に屬する獨逸人に就いては、獨逸帝國憲法は任官に就いて當該支分國の公民と異なる取扱ひを爲す可からざることを規定したり。

官吏は任官と同時に新なる權利義務を有するに至る。官吏の第一の義務は與へられたる職務に服し、法律に準據して忠實に之を執行すること是れなり。次ぎに官吏は公事に就いて秘密を保持するの義務を負ふ。上級官廳の許可を得ざれば縱令法廷に於ても之を公言することを得ず。下官は上官の命令に服從するの義務あり。上官の命令が違法なる場合にも、下官は猶之を遵奉するの必要ありや否や、多少疑問の存する所なれとも、概して下官に絕對服從の義務ありと解せらる。但し上官の權限に基かざる命令、下官の權限に屬せざる職務を課する命令、法定の形式を具備せざる命令、犯罪を構成する命令には服從の義務なし。斯かる命令に對しては下官と雖も服從を拒絕し得るものなり。又官吏は許可を得ずして濫りに他より贈與を受くることを得ざるなり。

官吏が官吏としての義務を全うせざる時は、三樣の結果を生じ得べし。即ち損害賠償の責任を生ずることある可く、懲戒處分を受くることある可く、刑法上の責任を問はるゝことあるべし。官吏が其の正當の權限を行使するに方りて個人に損害を加へたる時は當該官吏の責任の外に、其の官吏を使用する國家の賠償責任をも生ず。官吏が若しも其の權限を濫用し、爲めに個人に損害を加へたる時は國家に於て之が賠償の

責に任じ、當該官吏は國家に對して責を負はざる可からず。

官吏の懲戒に就いては、懲戒法の規定あり。官吏は服務違反、及び官吏の威嚴を損ずる行爲に就ては懲戒法上の責任を負擔せざる可からず懲戒罰は譴責、罰俸、轉職、解職、免官等にして、下級官吏の場合には八日以内の拘留を命ずることを得、伯林には懲戒裁判所の設けあり。

官吏の刑事責任は個人と同樣なり。但し官吏に非ざれば犯すことを得ざる罪なり。又官吏が犯す時は普通の場合よりも刑を加重することあり、官吏の或る行爲が同時に懲戒法上並に刑法上の責任を生ずる時は、當該官吏は二樣の處罰に服せざる可からず。如何となれば行爲は同一なるも、二個の全く區別せられたる罪を構成すれば也。乍併刑法上の處分は常に優先的の效果を有し、懲戒裁判の開始若くは其の繼續を妨ぐるものとす。刑事裁判の結果、官を免せらるゝ場合に於ては、懲戒手續は全然阻止せらる。之と同時に刑事裁判の結果當該官吏の行爲が犯罪を構成せざること確定したる場合に於ても、懲戒裁判を開始することを得るものとす。

官吏は法律上特別の保護を受くるの權利を有す。脅迫、又は暴行に依り官吏をして或る行爲を爲さしめ、又は爲す能はざらしむる者は刑法に依りて處罰せらる。又官吏は俸給、其他法定の給與を請求する等の權利を有す。

官吏關係は官吏の死亡、任期の滿了、刑法の宣告、懲戒判決等の事由に由りて消滅す。法律は辭職の權利を規定せず。留任を必要と認むる時は任命官廳は辭職の申請を拒絶することを得べし。

議院制君主國——英吉利

英國の制度に就いて特筆す可きは事務官及び政務官の別是れなり。英國人は國民的大政黨の發達に依りて一方歐大陸に行はるゝ官僚政治の弊害を免れ得たると同時に、他方に於ては事務官及び政務官の別に依りて所謂スポイルスシステムの弊竇を避け得たるなり。政務官は政府の一般政策を定め、少なくとも之を指導するの權力を有するものにして、政府の政策に就いては全責任を負ふものなれども、事務官は政黨の消長隆替に頓着なく永く其の地位に止まることを得るものにして、行政上の技能を十分に具へ、政府の定めたる政策を實行するの任に當るものなり。行政官の任用に就いて試驗制度を採用するに至れるは一八三四年以後の事に屬す。殊に一八七〇年以來、勅任官、下級官吏の陞進に依つて補充せらるゝ官職、專門的特殊の資格を必要とする者を除き、一般に試驗制度を採用するに至れり。

凡そ科學的專門的知識の發達すると共に、社會は益々熟練家、專門家、俗に云ふ黑人（クロウト）の必要を感ずるに至るは自然の勢と申さゞるを得ず。

國家に於ても亦然り。今日國家の行政たると地方の行政たるとを問はず、所謂黑人（クロウト）の力を藉らざるもの果して幾何なりや、然りと雖も一切萬事を擧げて彼等專門家の手に委せんか、是れ亦恐る可き弊竇を生ずるの危險なきにあらず。是を以て素人（シロウト）と黑人（クロウト）、換言すれば政務官と事務官との二樣の要素を巧みに配合して、以て一方行政の成績を擧ぐると共に他方官僚政治の弊害を豫防するの工風なかる可からず。政務官の職務は國家の行政と社會の輿論、殊に議會の意嚮との調節を計り、官僚の形式主義を抑制して輿論政治を擁護するに在り。之に反して事務官は政務官に缺乏せる專門の知識を供給し、其の畫策をして過誤なからしむると同時に、一坦確定したる以上政府の政策に順應して事務を執るを以て其の任務となすものなり。されば一省の長官が議會に一議案を提出せんとするか、又は行政の方針に變更を加へんとする時は、先づ之を事

務官に諮りて其の意見を聽取するを例とし、事務官の意見は實際に政務官の態度を左右するの力あり。然り而して斯かる制度が圓滑に故障なく行はるゝ爲めには政務官と事務官との間に相互信頼の念なかる可からざるや言を俟たず。是を以て斯の制度の效果を十分に收めんとせば、政務官、事務官共に人物優秀敏腕家なると同時に自己の職分を十分に了解せる者なることを要す。政務官は政黨の消長隆替に連れて忽にして廟堂の人となり忽にして野に下るの結果英國に於ても近年事務官の勢力次第に加はり來れるは事實なるが、議院制度の巧妙なる運用は到底官僚の獨り跋扈するを許さゞるなり。

尙ほ終りに附言す可きは、英國に行政裁判所の存せざること是れ也。從つて國家の官吏も、官吏にあらざる私人も、同一の法規に從ひ、同一の裁判官に依り、同一の裁判所に於て審理せらるゝものなり。英國には曾つて星法院 Star Chamber ありて一種の行政裁判所たる職務を執りしも、爾來全く此種の裁判所を認めず。近年政府の地方行政監督權は著しく發達し來れるも、大陸式の行政裁判所は今日尙ほ存せざる所なり。從つて英國の官僚は立法府並に司法府の掣肘を絶對に免るゝ能はざるなり。

代議制共和國——北米合衆國

官吏關係の成立は任命に基くことあり、又選擧に係ることあり。最初官吏の多くは任命せられしも、政權を掌握したる黨派は其の黨員を以て一切の官職を充たさんと欲し、且つ斯くするを以て義務と感ぜざるまでも權利と看做すに至りしかば、其の弊害の及ぶ所甚しく、社會一般に其の弊の堪へ難きを知るに及びて選擧の法廣く行はるゝに至りぬ。此の傾向は一八二〇年代より五十年代に至る間に生じ、結局中央並に地方の重なる官吏は總べて選擧せらるゝことゝなりき。乍去十九世紀後半に於ては再び反動的傾向を生じ、任命の制度を復興するに至れり。

官吏は通例公民權を有せざる可からず。且つ一定の年齡に達し、善良なる人格殊に犯罪を犯したるものにあらざることを要す。而して大多數の官職は男子に限られ、婦人に及ばず。今順次之を說明せんに、公民資格は總べての官職に必要なりと云ふにあらず。合衆國の法律は此點に付いて無言なりと雖も、事實上公民にあらざるものを任命すること珍しからず。又公民資格に稍似たるものを住民資格となす。合衆國中央各省の一定の官職は各州各地方、及びヂストリクト・オブ・コロンビヤの最近の調査に係る人口に準據して割當てらるゝ定めなり。又官吏任用規定は一定の年齡以下、若くは一定の年齡以上の者に非ざれば、一定の官職に任用せざることを規定せり。是れ蓋し老耄及び幼弱の輩を除外するの目的に出でしものなり。又官吏に任用せらるゝものは犯罪を犯したるものにあらざることを要す。併し一定の場合には更に嚴格なる制限を附し、習慣的に飲酒を爲す者にあらざることを要求せり。又他の場合に於ては不名譽若くは破廉耻の所爲ありたるものにあらざること必要なり。任用の請願を爲す場合に善行證明書の呈出を要求せる場合あり。次ぎに問題となるは婦人の任用資格にして、法律が明文を以て婦人の任用資格を認め居らざる場合に之を肯定的に解す可きや否やは多少疑問の存する所なり。實際に於ても、甲の場合には消極的に解せられ、乙の場合には積極的に解せられたることあり。又官吏の智能的資格要件は、十九世紀の中葉に至るまで不問に附せられしものにして、政界中心の移動と共に、官吏は絶ねず其の地位を動かされ、所謂スポイルス・システムの弊害は隨時隨所に暴露せられき。さればジャクソン以來官吏任用法の制定を見るに至るまで、當局者は常に之が善後策に腐心したりしが、一八四二年に

は下院に調査委員を設け、種々の調査を遂げたる結果、結局試驗制度を採用することに衆議一決し、一八五三年國會は官吏の任用に際し、資格檢査試驗を課するの法律を制定したり。一八六四年サムナー氏は競爭試驗を課するの法案を提出せしも、是れは國會を通過するに至らざりき。然るに一八七〇年グラント大統領は其の敎書に於て宣言して曰く、「現在の官吏任用制度に於ては最も優良の人物、否屢々適任の人物さへ得るに難し」、と。乃ち一八七一年三月三日國會は直に法律を以て官吏任用に關する規則の制定を大統領に委任したり。此の結果、一般に競爭試驗の制度を採用するに至りしなり。乍併一八七四年國會は試驗委員の事業に關する經費を否決したりしかば、委員等は事實上解體したり。斯くて一八八三年に至り漸く現行の官吏任用法發布せられ、試驗委員は元老院の同意を得て大統領之を任命し、且つ其の總べてが同一の黨派に屬するものなるを得ざることゝなれり。

官吏關係は任期の滿了に依りて消滅す可し。又官吏に辭職の權利ありや否やは疑問の存する所なるも、概して消極的に解せらる。又辭職に因る官吏關係消滅の效果は決して辭職を申請したる當時に遡及するものにあらず。如何となれば其の效果を爾く遡及せしむる時は、官吏は是に由りて實際に官を辭するに至る以前の責任を免るゝことゝなれば也。法定資格の喪失も亦官吏關係消滅の一原因たり。官吏にして若し飽くまでも怠慢に流るゝ時は、當該官吏は官職を放棄したるものと看做さる。又合衆國に於ては一般に官吏の罷免權は任命したる官吏に對してのみ存すと解するを得ず。從つて選擧に係る官吏と雖も、行政官廳の處分に依りて罷免せらるゝことあるべし。又官職は私的契約に基いて附與せらるゝものにあらざれば、憲法に牴觸せざる範圍内に於て、國會は或は官職其の ものを廢し、或は官吏の任期を短縮すること等に依りて實際に官吏關係を消滅せしむることを得。加之國會は彈劾權をも有せり。

行政官の行爲に對しては司法裁判所も亦十分なる監督權を有せり。政府が私法的契約關係に立ち、或は個人の權利を妨害したる時は普通法人と同樣に取扱はる。從つて契約履行、損害の救濟等を强制する場合には普通の裁判所が私法の規定に依りて判決を與ふるものにして、私人の場合と政府の場合との間に何等の差別あることなし、行政官の違法の行爲は私人の行爲にして、私法の規定に據り司法裁判所之を審理す、されば行政官が職務違反の行爲に依り、又は權限の濫用に依りて個人に損害を加へたる時は、損害賠償の責を負ふこと言を俟たず。官吏は此の場合、公の資格如何に拘はらず、私人として取扱はるれば也。

我が國の制度は如何

明治十八年の官制改革に至るまでは、官吏任用の資格に就いて未だ一定の法則なかりしも、官制改革と同時に官吏の任用に就いて新に試驗制度を採用するの議起り、明治二十年に始めて文官試驗規則發布せられたり。乃ち曰く「選叙の法未だ定らずして人各々知る所を擧ぐ。而して成學の士或は其の進む所を失ふ。是れ皆な制度の未だ備はらざるものにして、勢の免れざる所なり。今官制一たび定まり、官仕限あるに及んで選叙の法仍ほ設けざるときは、情弊の至る所、其失に堪へず、而して行政部局其人を得るに由なからんとす」と官吏の登庸に試驗制度を採用するに至りしは可なりと雖も、官立大學の卒業生を優遇し、其の新智を取りて官僚政治を行はんとしたれば、野人の進路は爲めに殆んど閉塞せらるゝの結果を見たり。私立大學の設備大に整ひ、其の地位信用共に大に揚れる今日、制度の上に於て、將た又事實の上に於て、官私

對當の地歩に立つ可きは正に正理の命ずる所と言はざる可からず。

官吏關係は官吏の死亡、國籍の喪失、免官等の事由に依りて消滅す。官吏は法律上就職の義務を負へる場合の外は、隨時骸骨を乞ふことを得べし。官吏は原則として自己の意思に反して在官す可き義務を負ふものにあらざれば也。然れども事務の都合に依り、又は懲戒處分を行ふ必要に由り、留任を必要とする場合に於ては辭職の申請あるも尚ほ相當の期間一時其の免官を延引するは毫も不可なることなし。

官吏は國家に對して特別服從の關係に立つと同時に、又其の特別の保護を受くるものにして、國家が其の在官中之に俸給を給し、退官後には恩給を給へ、其の職務を執行するに方りては刑罰權を以て之を保護し、一定の事由ある場合の外猥りに之を免官せざるが如き、即ち其の例なり。但し官吏が刑法上の特別の保護を受くるが如きは實は官吏の權利にあらずして、法の反射に外ならず。

官吏が刑法に觸るゝ行爲に依りて刑罰を受くるは勿論なるが、官吏にあらざれば犯すことを得ざる犯罪と官吏が犯す時は私人が犯したる場合よりも刑を重くせる犯罪とあり。例へば刑法第百九十三條乃至第百九十五條、第百九十七條、第百九十八條等の如きは所謂職務犯罪を規定し、又刑法第百三十八條は所謂准職務犯罪を規定せるなり。

官吏は職務に違反し、又其の品位を失墜するの行爲に就いて懲戒上の責任を負擔するものなるが、此の懲戒には匡正懲戒と排除懲戒とあり。一は義務違反の匡正を目的とし、一は義務違反者夫れ自身の排除を目的とす。譴責罰俸は匡正懲戒の普通の手段にして、解職免官は排除懲戒の手段たり。

國家の活動には二種の場合あり。一は私經濟的にして、一は公力的なり。國家の活動が私經濟的なる場合に在りては、國家と雖も私法の規定に依りて支配せらるべし。從つて官吏が斯かる場合に個人に損害を加へたる時は別段の規定なき限り民法の規定に從ひ、賠償責任を定めざる可からず。而して民法には、法人は理事其他の代理人が其職務を行ふに付き他人に加へたる損害を賠償するの責に任ず可きを定め、又他人を使用するものは其の被用者の過失に依り第三者に加へたる損害を賠償するの責あることを定めたり。國家の活動が公力的なる場合には、國家は當然私法の適用を受く可きものにあらず。而して現在我が國に於ては、此の場合に於ける國家及び官吏の賠償責任に關する一般的規定なし。

尚ほ終りに一言す可きは、政務官及び事務官の別是れなり。政務に密接の關係ある官吏が總理大臣以下各省大臣と全然政治上の主義見解を同うするに非ざれば、政務の進行を圓滑ならしむるを得ず。然るに若しも是等の官吏の任用が窮屈なる制限を蒙る時は、政黨内閣の組織せらるゝ場合に適當の人物を得るに苦しまざるを得ず。之と同時に行政上の知識經驗に富む行政官も亦國家行政上必要にして、其の任用に付て多少窮屈の制限を設くるも已むを得ざるべし。事務官の知識は局部的にして深く、且つ精密なるを可とするも、政務官の知識は綜合的にして廣く、且つ公正なるを要す。是を以て事務官の地位を保障し、安心して事務を執らしむること必要なれども、政務官は議會の意嚮を代表し、國家施政の大方針を決定するを以て其の任となすものなれば、政界重點の移動と共に絶ゝず朝野の間を來往するの必要あり。是れ政務官、事務官の別を認むるの要ある所以にして、既に政務官、事務官の別を認めたる以上、政務官は事務官に、事務官は政務官に互に相信賴して、然も各々自己の本分を誤まることなく、制度本來の精神を實際にも遺憾なく發揮せんことを切望に堪へざる也。（四、二、二三）